

## 香川コミュニティソーシャルワーク(CSW)実践研究会 会則

(名称)

第1条 この研究会は、香川コミュニティソーシャルワーク(CSW)実践研究会(以下「研究会」という。)と称する。

(目的)

第2条 研究会は、地域でのコミュニティソーシャルワーク実践のために研究を重ね、その推進を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 研究会は、香川県内の福祉・保健・医療などコミュニティソーシャルワーク実践に関連する業務に従事する者等をもって組織する。

(会員)

第4条 研究会に会員を置く。

2 会員は、研究会の目的に賛同し、目的達成のため必要な活動を行うものとする。

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、正会員(個人)及び賛助会員(個人・団体)の2種類とする。

(1) 正会員は、本会事業の趣旨に賛同し、本会活動に主体的に参加しようとする個人とする。

(2) 賛助会員は、本会の目的に賛同し、本会の活動を援助しようとする個人または団体・法人とする。

(入会)

第6条 会員になろうとするものは、入会申込書を添えて、代表に申し込むものとする。

(退会)

第7条 退会を希望するものは、役員会に申し出なければならない。

2 1年以上会費の納入がない場合は退会したものとみなす。

(事業)

第8条 研究会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) コミュニティソーシャルワーク実践に関する研究及び調査

(2) コミュニティソーシャルワーク実践に関する研修

(3) その他、コミュニティソーシャルワーク実践に関する必要な事業  
(役員)

第9条 この研究会に次の役員を置く。

代 表	1名
副代表	2名
理 事	25名以内(代表、副代表を含む。)
監 事	1名

(役員を選出)

第10条 役員を選出は次の方法による。

- 2 代表、副代表及び理事は、会員のうちから総会において互選する。
- 3 監事は会員のうちから代表が指名する。
- 4 代表及び副代表、理事の任期は2年とし、再任することを妨げない。  
ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第11条 代表は、会務を総理し、研究会を代表する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表が事故あるときはその職務を代行する。
- 3 監事は、研究会の経理を監査する。

(アドバイザー)

第12条 研究会に、アドバイザーをおくことができる。

- 2 アドバイザーは、役員の同意を得て代表が委嘱する。
- 3 アドバイザーは、代表の諮問に応ずるほか、会議に出席をして意見を述べるができる。

(会議)

第13条 研究会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は年1回開催し、役員会は代表が必要と認めたとき、これを開催する。
- 3 総会及び役員会に議長を置き、議長は代表とする。

(経費)

第14条 研究会の経費は会員会費及びその他の収入をもって当てる。

- 2 正会員会費の年額は、2,000円とする。
- 3 賛助会員会費の年額は以下のとおりとする。  
個人 1口 1,000円      団体 1口 10,000円

(予算)

第15条 研究会の予算は、毎会計年度当初に代表において編成し、総会の承認を得なければならない。

(決算)

第16条 研究会の事業報告及び収支計算書は、毎会計年度終了後に代表において作成し、監事の監査を経てから総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第17条 研究会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(事務局)

第18条 本会の事務局は、香川県社会福祉協議会内に置く。

(会則の変更)

第19条 この会則は、役員会において審議し総会の決議により変更する。

附 則

1. この会則は平成21年1月17日より施行し、平成21年4月1日から適用する。
2. この会の設立時の役員については、第7条の規定にかかわらず、香川コミュニティソーシャルワーク研究会設立準備委員のうちから互選する。
3. この会の設立時の予算については、第13条の規定にかかわらず事務局において編成し、代表の承認をもって執行する。
4. この会則は、平成25年6月29日から施行する。